地域づくり活動支援事業

募 集 要 領

１．事業の目的

本町の生活課題の解決や地域活性化の視点に基づいて自主的な取り組みを行っている団体等に対し、以下のとおり予算の範囲内で助成を行います。

２．補助対象者

補助対象者は、町民が主体となり、町内で活動する団体等とします。

３．補助対象事業等

(1)　対象経費

睦沢町地域づくり活動支援事業補助金交付要綱第３条に掲げる事業に必要な経費とします。但し、懇親会や視察旅行費など、活動と直接関係のない経費及び社会通念上適当でないものを除きます。

(2)　補助率 10分の10以内

(3)　限度額 25万円

４．応募手続き等

(1)　提出書類について

・睦沢町地域づくり活動支援事業補助金事業企画書　（様式第1号）

・睦沢町地域づくり活動支援事業補助金団体等概要書（様式第2号）

・睦沢町地域づくり活動支援事業補助金実施計画書　（様式第3号）

・睦沢町地域づくり活動支援事業補助金収支予算書　（様式第4号）

・事業概要が確認できる書類

・団体等の構成員が確認できる書類及び規約

※様式は町ホームページからダウンロードするか、窓口でお渡しします。

(2)　受付期間について

令和５年４月１０日（月）から令和５年４月２８日（金）まで

平日の午前９時から午後５時まで（最終日は午後３時）とします。

(3)　提出部数について

原則としてＡ４サイズで統一し、２０部提出してください。

(4)　応募書類の提出先について

〒299－4492

千葉県長生郡睦沢町下之郷1650番地1

睦沢町役場企画財政課企画班　宛

(5)　採択方法について

①　５月中旬（予定）に審査会を開催し、補助対象者を選定します。採択は、原則として審査結果による２団体等とします。

②　補助対象者の選定に当たっては、提出のあった企画内容や提案者からのプレゼンテーション及びヒアリング内容に基づき審査を行い、透明性の確保に配慮しながら選定します。

　なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりプレゼンテーション及びヒアリングを行わず、書面審査とする場合があります。書面審査とする場合は、別途お知らせします。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は５名以内とし、提案内容を充分把握している方が出席して下さい。また、プレゼンテーション時に資料の追加配布、パワーポイント等の画像の投影については可能とします。

　なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合、採点は行いません。

④ プレゼンテーション及びヒアリングは公開とし、日時や場所等の詳細については、別途お知らせします。

(6)公表について

交付決定となった場合には、団体概要及び補助事業内容、補助金額を公表する場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

睦沢町役場　企画財政課企画班

〒２９９－４４９２

千葉県長生郡睦沢町下之郷１６５０番地１

TEL：0475-44-2501　　FAX：0475-44-1729

E-mail：seisaku3@town.mutsuzawa.chiba.jp